

◎新潟県告示第349号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により、同項に規定する調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を次の者に行わせることとした。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
公益社団法人調理技術技能センター
東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル
- 2 行わせることとした試験事務の範囲
試験の実施に関する事務のうち、試験手数料の徴収に係る部分を除く事務
- 3 試験事務を行わせることとした年月日
平成30年4月3日